

新規登録のみ／新規登録・新規交付【様式第1号の1】

実務研修を修了された方は、研修修了日から3か月以内に、研修を行った都道府県知事の登録を受けてください。

また、介護支援専門員として働くためには、登録を受けた都道府県知事から介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。下記については、原則的な手続き方法となっています。実務研修受講中に手続方法について指示があった場合は、その指示に従ってください。

1 必要書類

(1) 登録及び介護支援専門員証の交付を申請する場合

	必要書類	留意点
①	様式第1号の1 （介護支援専門員登録申請書兼交付申請書） ※「介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠格事由に関する誓約書」も必ず記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載する氏名については、戸籍（外国人登録原票）に記載されている文字を使用してください。 ・常用漢字以外の文字を含む場合は、当課が読み取れるように明記してください。 <u>（大きく記入したメモ等を同封してください。）</u>
②	兵庫県収入証紙 [1,800円分]	兵庫県内の銀行等で販売しています。※郵便局で販売している「収入印紙」ではありません。
③	写真2枚 ※縦3.0cm×横2.4cm、白黒・カラーどちらでも可。 ※申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。 ※コピー用紙印刷の写真不可	写真の裏面に氏名を記入してください。 1枚は様式第1号に貼付。もう1枚は申請書左肩にテープ止めしてください。
④	戸籍謄本又は抄本の原本 ※発行日より6か月以内のもの	実務研修の修了後に氏名を変更した方のみ。

(2) 登録のみ申請する場合（介護支援専門員としての業務には就けません。）

提出書類については上記と同様ですが、介護支援専門員証を作成しませんので証紙・写真の貼付は必要ありません。（介護支援専門員証の交付を「希望しない」に○を付けてください。）

2 提出日及び提出先 実務研修受講中に別途指定する日に兵庫県社会福祉協議会 福祉人材研修センターへ提出

※上記提出日に申請書類を提出できなかった場合は、兵庫県高齢政策課宛てに郵送してください。

3 提出する際の諸注意

(1) 実務研修受講中に申請書類を提出された方で、申請書類の内容に不備がない場合は、実務研修修了日が登録及び交付日となります。また、実務研修修了後に県庁へ郵送された場合や不備があった場合は、当課で不備がないものとして受理した日が登録及び交付日となります。

(証発行までに2か月程度かかりますが、交付日から介護支援専門員として働くことができます。)

※ すぐに介護支援専門員としての業務に就かれる方で、申請書類に不備がないかご心配の方は、必ず兵庫県高齢政策課までメールでご確認ください。

(2) 実務研修修了日から3か月以内に登録申請をされないと、実務研修を修了したことが無効となり、再度、実務研修を受講しなければなりませんので、実務研修修了後、すぐに介護支援専門員として実務に就かない場合でも、必ず登録申請は行ってください。

(3) 兵庫県に登録後、介護支援専門員証の交付を受けられる期間は、5年以内です。5年を経過した後に証の交付を受けたい場合は、再研修を受講していただく必要があります。

(4) 申請書は、ペンまたはボールペンで記入してください。(消えるペンは使用不可)

4 チェックリスト (申請前に必ずご確認ください。)

確認事項	チェック欄
(1) 必要書類①～④ (②～④は必要な方のみ) は全て揃っていますか。	
(2) ①の申請書について、記入漏れ、写真・収入証紙の貼付漏れはありませんか。(記入例参照)	
(3) ①の申請書に記載する氏名については、戸籍 (外国人登録原票) に記載されている氏名を記載していますか。(常用漢字以外の文字を含む場合は、当課が読み取れるように別紙等に大きく明記してください。)	

<p>(4) ①の申請書について、裏面あるいは別紙の「介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠格事由に関する誓約書」に記載漏れはありませんか。(記入例参照)</p>	
<p>(5) 介護支援専門員証の交付を希望される方は、写真の裏面に氏名を記入していますか。</p>	

5 提出先 兵庫県健康福祉部高齢政策課 計画・審査班



〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

メールアドレス：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

※右のQRコードよりお問い合わせできます。



【県メールアドレス QR コード】

<p>【記入方法や添付書類についてのお問い合わせ先】</p> <p>下記のQRコード（ケアマネ問い合わせチャット）よりお問い合わせを受け付けております。</p> <div style="background-color: #FFD700; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; text-align: center;"> <p>◎24 時間対応</p> <p>◎即時回答</p> <p>◎ケアマネ専用</p> </div>  <p>【ケアマネ問い合わせチャット】</p>	<p>【県からのお知らせ（県ホームページ）】</p> <p>兵庫県ホームページには、「介護支援専門員について」というケアマネ専用ページがございます。</p> <p>今後の更新手続きや県からの重要なお知らせを掲載します。定期的な確認をお願いします。</p>  <p>【兵庫県ホームページ】</p>
---	---